

重点消費財のグレードアップ推進と資源の循環的利用の円滑化に関する実施方案（2019～2020年）

アジア調査部中国室研究員
劉家敏
03-3591-1384
jjamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国家発展改革委員会・生態環境部・商務部は、2019年6月6日に共同で「重点消費財のグレードアップ推進と資源の循環的利用の円滑化に関する実施方案（2019～2020年）」（中国語名「推动重点消费品更新升级 畅通资源循环利用实施方案（2019-2020年）」、以下「実施方案」）を発表した。
- 中国の自家用乗用車の100世帯当たり保有台数は、2018年末に都市部41台、農村部22台へと上昇傾向が続くが、日本（2018年3月末、全国平均106台）より低い水準にある。自動車、家電、スマートフォン等の重点消費財の供給側グレードアップとその回収・リサイクル体制の整備等を通じて、新規需要の拡大、買い替え需要の喚起、資源の循環的利用の円滑化、強大な国内市場の形成、質の高い産業発展の促進を図るために打ち出されたのが、この「実施方案」である。
- 「実施方案」では、4大消費拡大政策（計27措置）が打ち出された。具体的には、①産業高度化の勢い維持と市場供給の最適化推進（新エネルギー自動車（以下、新エネ車）のコスト削減、スマートカーの革新的発展の推進、省エネ・環境保護性能の改善、グリーン・スマート家電の研究・開発と産業化の推進、デジタルアイデアに係るコンテンツ・サービスの充実、5Gスマートフォンの商業化推進、業界を跨ぐスマートホーム関連製品の開発試行等）、②消費市場の活性化と買い替え需要の喚起（マイカー購入の阻害要因の取り除き、新エネ車の利用促進、旧車淘汰と乗り換えに関する政策の研究・制定、都市部の公共事業における新エネ車の普及加速、農村部での自動車グレードアップの推進、特色のある自動車消費市場の育成、家庭用電化製品の高度化推進等）、③個人消費に対する支援能力の強化と消費環境の改善（中古車流通管理政策の強化、中古車取引の利便性向上、自動車金融商品の革新促進、マーケティングネットワークの健全化、消費関連インフラの整備促進、消費者権益の法に基づく保護の強化等）、④資源の循環的利用の円滑化とグリーン産業体系の構築（廃棄・淘汰規定の厳格な実施、回収・解体システムの整備、廃棄された電子製品の情報安全管理の規範化、製品のリサイクル率の引き上げ等）、である。

【構成(概要)】

「重点消費財のグレードアップ推進と資源の循環的利用の円滑化に関する実施方案(2019～2020年)」

(発改産業[2019]967号)

成立日：2019年6月3日、発表日：2019年6月6日

1. 産業高度化の勢い維持と市場供給の最適化推進：①新エネルギー自動車（以下、新エネ車）のコスト削減（次世代動力蓄電池の研究・開発（R&D）と産業化の加速等）、②利便性のある新エネ車の普及加速（充電・電池交換が任意に切り替えられる新エネ車の開発奨励等）、③スマートカーの革新的発展の推進（国際競争力のあるブランドの育成等）、④省エネ・環境保護性能の持続的改善（関連標準の引き上げ等）、⑤グリーン・スマート家電の研究・開発と産業化の推進（モノのインターネット（IoT）・人工知能（AI）等を活用した製品の開発奨励等）、⑥デジタルアイデアに係るコンテンツ・サービスの充実（「5G+8K」コンテンツの伝送試行等）、⑦5Gスマートフォンの商業化推進（AI・VR等の次世代IT技術を活用したスマートフォンの開発奨励等）、⑧業界を跨ぐスマートホーム関連製品の開発試行（不動産産業やインテリア産業の連携促進等）。
2. 消費市場の活性化と買い替え需要の喚起：①マイカー購入の阻害要因の取り除き（「購入規制」から「利用支援」への政策転換の加速等）、②新エネ車の利用促進（新エネ車の購入・通行制限の禁止等）、③旧車淘汰と乗り換えに関する政策の研究・制定（自動車排出ガス規制の強化等）、④都市部の公共事業における新エネ車の普及加速（公共交通・環境衛生・郵政・タクシー・通勤・小型運送等の新エネ車普及の促進等）、⑤農村部での自動車グレードアップの推進（車両総重量が3.5トン未満のトラックや排気量1.6L以下の乗用車への乗り換えの促進等）、⑥特色のある自動車消費市場の育成（キャンピングカー関連施設の整備等）、⑦家庭用電化製品の高度化推進。
3. 個人消費に対する支援能力の強化と消費環境の改善：①中古車流通管理政策の強化、②中古車取引の利便性向上（多様な経営方式の導入等）、③自動車金融商品の革新促進、④マーケティングネットワークの健全化、⑤消費関連インフラの整備促進、⑥消費者権益の法に基づく保護の強化。
4. 資源の循環的利用の円滑化とグリーン産業体系の構築：①廃棄・淘汰規定の厳格な実施（廃車情報の共有促進、旧式の自動車・電化製品の買い替え促進等）、②回収・解体システムの整備（各メーカーによる自社・連携・委託方式の回収・解体業務の展開支援等）、③回収・解体企業に対する監督管理の強化、④解体企業の経営圧力の緩和（家電製品処分制度の改革、補助金の見直し等）、⑤廃棄された電子製品の情報安全管理の規範化、⑥製品のリサイクル率の引き上げ。

* 中国語全文は、http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201906/t20190606_938326.html

から入手可能（2019年7月17日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。